

同和問題における同和対策事業について

同和問題とは、ある特定の地域の出身であることやそこに住んでいる、あるいはルーツを持つというだけで、本人の努力や責任と関係なく、結婚や就職などにおいて差別を受けるといった基本的な人権の侵害にかかわる重大な社会問題です。

1965年同和対策審議会が国に提出した答申には「いわれなき差別を受け、多くの人は安定した収入を得ることができなかった。この差別を残してしまったのは国の責任でもあり、国民的課題であるから、国は生活環境、学習環境、衛生環境などを整えるための施策を行わなければならない」と示されていました。

それを受け、1969年の同和対策事業特別措置法の施行以来、生活環境整備や生活支援、教育支援等をはじめとするさまざまな同和対策事業が全国的に行われました。その結果、地域の状況は大きく改善され、「実態的差別」の解消については、一定の役割を果たしてきました。この特別措置法については、2002年3月31日で期限が切れ、国による法令に基づく事業は終了しました。

しかしながら、差別落書きや結婚問題、あるいは教育や就労面などにおける課題や「ねたみ意識」にみられる「心理的差別」は未だに存在し、同和問題は総合的な解決にまで至っていないのが現状です。

同和対策事業が必要であった背景を理解しましょう

同和対策事業は、特定の地域の人々を優遇するためのものではなく、差別によって厳しい生活環境におかれ、安定した収入が得られる仕事に就きにくかったことなどにより生じた生活格差や経済的格差を解消するための施策です。

しかし、その施策が行われるようになった歴史的な背景や差別の実態が十分に理解されず、対策事業に対しての「ねたみ意識」だけが先行する形で伝聞されています。このことが、今も残る「部落差別」の実態の一つと言えます。

私たちは、今一度、同和問題を自らの問題としてとらえ、解決していくため、正しく理解し、認識を深めて、差別や偏見のない人権が尊重される地域社会を築いていかなければなりません。

私たち一人ひとりの姿勢や行動で、差別のない明るい都市をめざしましょう!



差別落書きなどに関する連絡先

- 人権政策課 …… ☎0594-24-1193 FAX 0594-24-2029
 - 人権センター …… ☎0594-27-6677 FAX 0594-27-6678
 - 人権教育課 …… ☎0594-24-1192 FAX 0594-29-2863
- 【休日・夜間はこちらへ】警備員室 …… ☎0594-24-1279・1280